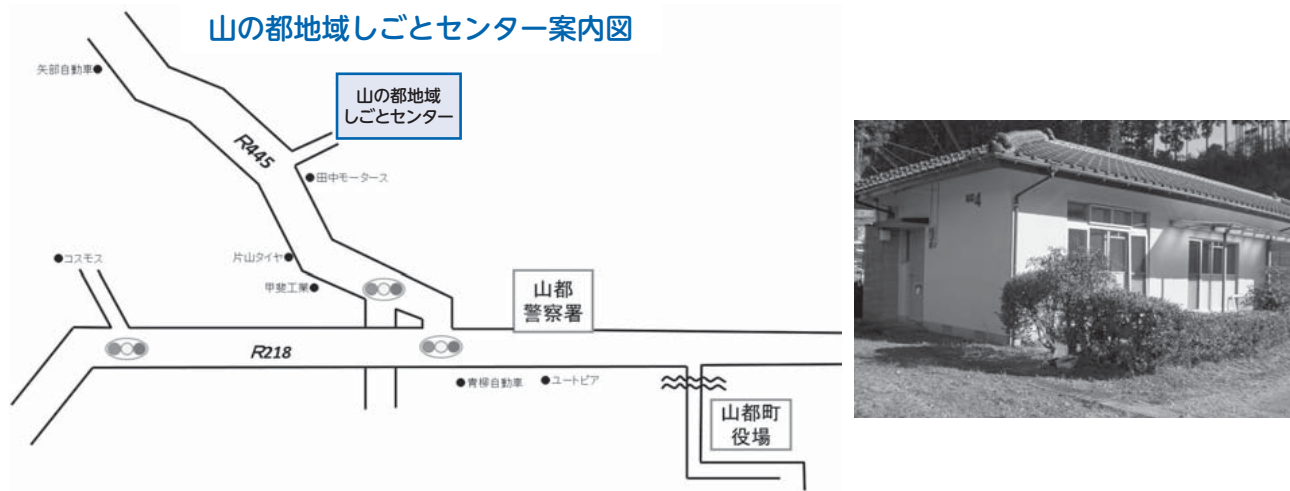


## 「山の都地域しごとセンター」が4月から移転します！

旧 NTT 矢部営業所跡(山都町下市)に設置している「山の都地域しごとセンター」が4月に移転します。「山の都地域しごとセンター」とは、山都町への移住に関することや、住まい探しなど、暮らしのあらゆる内容の総合相談窓口として平成27年に開設し、これまで多くの方の暮らしのお手伝いをしてきました。

今後は新たな事務所(上寺1601番地4)で皆さまからの相談をお待ちしております。



問合せ先 山の都地域しごとセンター ☎ 72-9111  
営業日 平日(土・日祝祭日を除く) 午前9時~午後5時

## 税負担の不公平解消のため滞納処分(差し押さえ)を強化しています

町税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。町税や国民健康保険税は、厳しい財政状況にある地方自治体にとって重要な財源です。公共サービスの充実と公平な税負担のためにも、滞納を放置することはできません。

### ◆きちんと納付された方のためにも

納税者のうち90%以上が、納期限までにきちんと納付している方です。長く続く厳しい社会情勢の中、切り詰めた生活をしながらも、きちんと納税している方も多いと思われます。町ではこのように納期限までに納付された方との公平性を守るためにも、納税に対して誠意の見られない滞納者に対しては、財産調査を積極的に行います。そして、調査の結果判明した財産については、自宅の捜索や預貯金・給与・生命保険などの債権を差し押さえ、滞納している町税などに充当する強制徴収対策を実施しています。

### ◆納期内納税にご協力ください

町税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状や催告書の発送などに多額の経費がかかり、その経費も町税で負担することになります。今後も納期内納税にご協力をお願いします。

### ◆納税が困難な方はお早めにご相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や多重債務などにより町税の納期別の納付が困難な場合は、一人で悩んだり放置したりせずにお早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは納付できない理由をお聞かせください。

問合せ先 税務住民課徴収係 ☎ 72-1128 または各支所税務住民係まで

# わたしたちの人権

181

誰もが人間として生きていくうえで  
侵すことのできない当然の権利  
これが『人権』です

## 人権に関する3つの法律をご存知ですか？

2016年(平成28年)に、人権に深くかわかる3つの法律が施行されました。「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」(\*いずれも通称)、この3つの法律は、「人権3法」と呼ばれています。

人権3法は、いずれも「理念法(罰則がない)」にとどまっていますが、これらの法律が施行された背景には、今もなお、さまざまな差別事象が起こっているからです。

例えば、障害のある人への差別として、「介助犬とともに飲食店に入ろうとしたら、入店を拒否された」といった事象が、ヘイトスピーチについては、駅前などで「〇〇人を国から追い出せ」と声を荒げて演説す

るといった事象が報告されています。また、部落差別については、「〇〇という地区は部落(同和地区)か」を尋ねる問い合わせ事象や差別落書き等起きています。このように全国各地で差別事象や人権侵害は未だに後を絶ちません。また、性的マイノリティの人権問題やインターネットを悪用した人権侵害など、状況の変化も生じています。一連の法整備はこうした現存する差別に対する認知とともに、差別や人権侵害を許さない社会悪とする認識が、現代社会において一定の高まりをもってきたものと捉えることができます。

ここで大切なことは、法の整備が直ちに差別の解消を約束するものではないということです。法律等を活かし、差別の解消を実現するには、私たち一人ひとりの不断の努力が必要です。

○障害者差別解消法  
(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 平成28年4月施行)  
障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる、安心して暮らせる社会の実現を目指しています。国・都道府県・市町村や会社やお店などの事業所などに対し、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

○ヘイトスピーチ解消法  
(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律 平成28年6月施行)  
特定の民族や国籍の人々を排斥(はいせき)し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動(ヘイトスピーチ)をなくすことで、民族や国籍などの違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会を築くことを目指したものです。

○部落差別解消推進法  
(部落差別の解消の推進に関する法律 平成28年12月施行)  
現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化に伴ってインターネット上への差別的な書き込みなど部落差別に関する状況が変化してい

○私たちにできること  
人権尊重の社会の実現には、わたしたち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題としてとらえ、気付き、考え、行動することが大切です。法律の趣旨を正しく理解し、人権についてあらためて考える機会として、まずは施行された法律を知ることから始めてみませんか。



清和中学校 2年 折尾 萌愛さんの作品

このポスターは、令和元年度熊本県子ども人権作品で選ばれた清和中学校2年の折尾萌愛さんの作品「みんな違う、それが良い」です。